INTERVIEW：インタビュー

東京弁護士会 前年度会長

下河邊和彦 会員

我々会員が選挙によりその会務を委託した下河邊執行部は，その１年間の激務の幕を無事閉じた。弁護士急増時代における東京弁護士会の抱える課題は大きく重い。

下河邊執行部の１年間を振り返りながら，前会長に話を聞いた。

（聞き手・構成：味岡 康子）

――就任前の予想と大きく違ったことは何でしたか。

日弁連副会長との掛け持ちで，ともかく忙しいことは覚悟していました。想定外だったのは，東弁の会長室が個室で，副会長の席とは少し離れており，副会長の皆さんが席で議論している中にすぐに入りにくいことです。一・二弁の会長は，「さすが大東弁だ！ 会長室が個室だ」と感心していましたが，限られた時間，機会の中で，副会長との日常的なコミュニケーションを図っていくことの重要性を考えると，大部屋で一緒にやれたら良かったなあと思いました。あと，ここ2年あまりの間に，新人職員が大幅に増加した事務局，特に管理職のマネージメント能力の問題でしょうか。これは1年を通じて重い課題でした。

―― 昨年10月，憲法問題等特別委員会が改組され，新たに憲法問題対策センターが発足しました。会長が委員長で委員150人という大型組織ですが，その狙いは？

昨年2007年は，日本国憲法施行60周年の年でしたが，憲法改正を掲げる安倍前首相のもと，5月に憲法改正国民投票法が成立しました。これに伴い，衆参に設置される憲法調査会での議論を検討し，2010年5月の国民投票法の施行に向けて，日本国憲法の基本原理，特に憲法9条の恒久平和主義の尊重，堅持に関する全会的な議論と取組みをより強化し，会の内外へさまざまな活動を展開していく必要があると考えました。今年の10月に，富山で開かれる日弁連の第51回人権擁護大会のシンポでも，憲法問題が取り上げられますが，3年前の鳥取での人権大会で採択された「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」の内容を，さらに深める議論が，当センターでされることを願っています。

―― 立川への多摩支部新会館移転問題について。

多摩支部については，三会，特に東・二弁と一弁との間にそもそも考え方の違いがあり，新たな立川新会館への取組みにも温度差がありました。しかし，多摩支部が地元から長年にわたって託されてきている法的サービスの提供を果たしていくためには，立川に移転してからも，三会が多摩支部としてまとまっている必要があります。そのためには，どちらかというと消極的で，腰が重い一弁にも，何とか一緒の舟に乗りこんでもらわねばなりません。このことが，新会館の規模の問題にもろに影響したわけですが，当会の多摩支部との間でもだいぶ激しい意見の

やりとりがありました。結局のところ，三会では約200坪を賃借りし，この他に東弁が独自で約60坪を借り増すということで決着をみました。当面，木に竹を接いだような新会館となりましたが，三会，なかんずく一弁と多摩支部をともに同じ舟に乗せて，何とか向こう岸に着いたということで，正直だいぶ苦労しましたが，ホッとしています。移転までには，まだまだいろいろと紆余曲折もあるかと思いますが，来年4月の多摩支部新会館の開設が楽しみです。

── 東弁も会員約5500名もの大所帯となりました。執行部である会長と6人の副会長が，全員1年交代では，会務の強力な執行と継続性，また人材の活用の面からも，考慮すべき点があるのではないでしょうか。

日弁連副会長を兼務する会長については，全国組織である日弁連執行部のあり方にもかかわる問題でもあり，端的に言って無理だと思います。副会長については，半数交代制が言われたこともありますが，意欲のある有能な会員に出来るだけ多く役員として会務の執行にあたってもらうこと，また多忙を極める副会長を2年続けて務める会員は現実問題として極めて少ないであろうことを考えると，現状でやむを得ないでしょう。ただ，今後激増していく若手会員の声を会務にリアルに反映していくために，登録15年目までの全期会の若い会員から，また多摩支部からも出てもらうことなどを考慮すべきでしょう。

── 日弁連の宮﨑新会長は，弁護士人口増加のスピードダウンという方針を掲げて当選しましたが，これについてはどうお考えですか。

私が副会長の一人としてかかわった平山前日弁連執行部の法曹人口問題についての基本的な方針は，2010年頃に司法試験合格者3000人程度を目指すという閣議決定はそれとして尊重しつつも，2010年に至るまでの間の，裁判員裁判および被疑者国選弁護の本格実施を担いきることができる態勢の整備，弁護士の過疎・偏在の解消等の諸課題の達成状況を踏まえて，将来の適正な法曹人口を捉えるという観点から，同年以降の合格者数について，必要があればその見直しを求めていくというものでした。しかし，本年の61期の就職状況の結果などをも参考にしつつ，2010年を待たずに，3000人達成時期の延期や合格者数の絞り込みといったことを考えていかなければならないかもしれませんね。

── 弁護士会として，弁護士への需要の確保をどのように考えられますか。

弁護士へアクセスするパイプをできるだけ太くするということで，昨年4月に立ち上がった「弁護士紹介センター」のメニューを，この3月から4つ，知財，インターネット，高齢者財産管理，多重債務防止教育の4部門を増やしました。しかし，外部のマーケットが求めているニーズにフィットした受け皿がまだ十分には用意できていない面がありますので，さらなる拡充が今後の課題です。

── 弁護士の質の問題については，入口として人数論，中では研修論，出口として懲戒論があります。LIBRA 3月号特集座談会「法曹人口の増大と質の確保」の中でも質の担保として研修と懲戒があげられていました。研修への取組みについてはいかがですか。

研修の充実は，弁護士会にとって最重要な課題です。若手会員のことを考えた場合は，会費に見合うと感じられる研修の機会の提供ということがとても重要だと思います。強制加入団体である弁護士会が，会員の間で今後とも強い求心力を発揮していくためにも，研修の持つ意味はきわめて重要です。

── 質の担保の出口論としては，懲戒の機能をより厳しくすることも必要ではないでしょうか。

弁護士会の懲戒が，世間から見て，時間がかかり過ぎるなどで疑問視されているとするならば，そのための手当ては必要でしょう。ただ，非行弁護士に対する懲戒は，これまでも粛々となされてきています。

今後急速に存在感を増していく若手会員の間で，東弁としての求心力の核になるものは一体何なのか，それをどうやって広げていくのかが問われます。

下河邊和彦

弁護士人口が増加するなかで，弁護士の質を維持していくには，懲戒処分の運用をこれまで以上により厳しくという考えは分からなくもありませんが，懲戒に値するものは迅速に懲戒するように最大限努めるという，これまでの運用を徹底することに尽きるのではないかと思います。

── 東弁が今後進んでいく方向について。

会員には決して安くはない会費を負担していただいているわけですから，会から会員へのサービスの提供にもそれに見合うものがこれまで以上に要求されるでしょう。このような状況で，弁護士会として一つにまとまっていくことができる求心力がないと，組織としては残念ながらバラバラになってしまいかねません。今後急速に存在感を増していく若手会員の間で，東弁としての求心力の核になるものは一体何なのか，それをどうやって広げていくのかが問われます。

── 東弁の会長は，日弁連の筆頭副会長でもありますが，現在の日弁連の動きについてどう思われますか。

国会でのさまざまな法案審議においても，また最近の「消費者庁」構想にもみられるとおり，日弁連という存在，その意見のもつ重みは，社会的にも，また政治的にも大きなものになってきています。日弁連は今後とも基本的人権を擁護するために，言うべきことは断固として言うという姿勢と実践とともに，社会各層のさまざまな意見をきちんと汲み上げて，意見をまとめあげていかないと，広く社会からの日弁連への共感と支持を得ていくことが難しくなっていく，つまりそれだけ責任が増しているということです。

── 最後に，LIBRAへの注文をいただければ。

若い会員にとって，届いたLIBRAの目次を見て，「ちょっと読んでおこうかな」と思える記事が毎号必ずあるような，そんなLIBRAであって欲しい。LIBRAは，電車の中でも気軽に読めるという薄さ，簡便さにメリットがあります。読めば必ず為になる記事が毎号載っているということで，出かける前には鞄にスッと入れておくというモチベーションを会員に与えることができるかどうか，LIBRA編集長の腕にかかっていると思います。

プロフィール　しもこうべ・かずひこ

1947年12月生まれ。1972年京都大学卒。1974年4月東弁入会（弁護士登録・26期）。総務委員会，司法問題対策特別委員会，国際関係委員会各委員長，司法改革推進センター委員長代行のほか，1993年度には副会長を務める。現在，公設事務所運営特別委員会委員長。